

令和八年第二回

世田谷区教育委員会定例会

時 令和八年一月二十七日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○知久教育長　ただいまから令和八年第二回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、本日の会議録への署名委員を指名させていただきます。坂倉委員と膳場委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案六件と事務局からの報告が十一件ございます。

それでは、次第の2、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一　議案第二号　区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立瀬田小学校校庭整備他工事請負契約）

○知久教育長　議案第二号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長　それでは、議案第二号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立瀬田小学校校庭整備他工事請負契約）につきまして御説明を申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、令和八年第一回世田谷区議会定例会への議案提出に先立ち区長より意見を求められましたので、御審議を願うものでございます。

右上のページ番号4を御覧ください。本件工事請負契約は、本年一月八日に一般競争入札を行ったものでございます。その結果、契約金額は二億七千三百五万八百円、契約の相手方は日勝スポーツ工業株式会社でございます。

工期は、契約の日から令和八年十一月三十日でございます。

参考といたしまして、次ページ以降に入札経過調書、また配置図などを添付してございます。後ほど御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長　それでは、議案第二号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長　御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二　議案第三号　区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立弦巻

中学校改築等電気設備工事請負契約）

○知久教育長　議案第三号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長　それでは、議案第三号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立弦巻中学校改築等電気設備工事請負契約）につきまして御説明を申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、令和八年第一回世田谷区議会定例会への議案提出に先立ち区長より意見を求められましたので、御審議を願うものでございます。

右上のページ番号4を御覧ください。本件工事請負契約は、本年一月八日に一般競争入札を行ったものでございます。その結果、契約金額は八億百七十九万円、契約の相手方は旭・大雄建設共同企業体でございます。

工期は、契約の日から令和十一年二月二十八日でございます。

参考といたしましたして、次ページに入札経過調書を添付してございます。後ほど御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、議案第三号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長　御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
次に、議事の都合により、次第の3、報告事項(6)を先に聴取しますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長　御異議なしと認め、報告事項(6)の聴取に入ります。

(6)世田谷区立桜丘幼稚園改修工事について、本件に関して、船田副参事
(教育施設担当)より説明をお願いします。

○船田教育政策・生涯学習部副参事(教育施設担当)　世田谷区立桜丘幼稚園
改修工事について御説明いたします。

1、主旨です。本工事請負契約は、令和七年十二月十八日に一般競争入札が行われ、令和八年第一回区議会に契約議案として提出する予定であるため、内容を報告するものでございます。

2の経緯を御覧ください。令和四年八月に策定いたしました区立幼稚園集約化等計画では、現在、八園ある区立幼稚園等を乳幼児教育支援センターと連携いたしましたして、区の乳幼児期の教育、保育全体の質の向上に取り組む拠点とい

たしまして、各地域一園に集約するとしており、集約化を予定しております区立桜丘幼稚園と区立松丘幼稚園について、集約化に伴う要配慮児、医療的ケア児への対応の強化や三年保育の導入等に向けまして、集約先となる区立桜丘幼稚園の改修工事を行うものでございます。本工事につきまして、既存建物にエレベーターを設置することから、改修工事費が高くなっているものでございます。

3の建物概要、4、施設概要につきましては、記載のとおりとなっております。

今後のスケジュールといたしましては、令和八年三月、契約締結後、令和九年四月に開設予定でございます。

二ページ以降に図面を添付してございますので、後ほど御確認ください。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次第の2、議事に戻ります。

日程第三を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第三 議案第四号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立桜丘幼稚園改修工事請負契約）

○知久教育長 議案第四号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 それでは、議案第四号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立桜丘幼稚園改修工事請負契約）につきまして御説明

を申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、令和八年第一回世田谷区議会定例会への議案提出に先立ち区長より意見を求められましたので、御審議を願うものでございます。

右上のページ番号4を御覧ください。本件工事請負契約は、令和七年十二月十八日に一般競争入札を行ったものでございます。その結果、契約金額は二億三千三百二十万円、契約の相手方は東光建設株式会社でございます。

工期は、契約の日から令和九年二月二十六日でございます。

参考といたしまして、次ページ以降に入札経過調書、また配置図などを添付してございます。後ほど御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長　それでは、議案第四号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長　御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
次に、日程第四及び日程第五を併せて上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第四　議案第五号　世田谷区登録有形文化財への登録（勝光院の木造観

音菩薩立像）

日程第五　議案第六号　世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有

形文化財への指定（勝光院の木造虚空蔵菩薩坐像）

○知久教育長 議案第五号及び議案第六号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 それでは、議案第五号、そして議案第六号につきまして、いずれも文化財に関連する議案でございますので、一括して御説明を申し上げます。

今回の議案は、令和七年九月三日の教育委員会におきまして世田谷区文化財保護審議会への諮問が決定され、九月八日に同審議会に諮問したところ、令和八年一月十三日付で世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定に値する旨、答申がございましたので、世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定を御提案するものでございます。

まず、議案第五号、世田谷区登録有形文化財への登録（勝光院の木造観音菩薩立像）について御説明を申し上げます。

本仏像を所蔵する勝光院は桜一丁目にあり、区内でも有数の歴史ある曹洞宗の寺院で、中世の世田谷領主吉良氏の菩提寺でございます。仏像の高さは四・三センチメートル、頭部と胴体を一本の木から彫り出す一木造で作られております。三道と呼ばれる仏像の首にある三本のしわが彫られており、小さな仏像ながら非常に細かく作られております。江戸時代後期にまとめられた複数の資料に一寸余りの吉良氏朝の守本尊についての記載があり、本像はこれに当たると考えられます。氏朝はこのお寺を再興した人物であり、お寺との縁も深く、今後も保存すべき仏像であることから、登録有形文化財にふさわしいとの答申がございました。

続きまして、議案第六号、世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定（勝光院の木造虚空蔵菩薩坐像）について御説明を申し上げます。

こちらの仏像も勝光院が所蔵するもので、仏像の高さは四十八・五センチメートル、複数の木材を組み合わせる寄せ木造で作られています。頭部は群青色、納衣と呼ばれるけさで両肩から両足まで覆われており、金の彩色が施されております。江戸時代初期、寛永年間にまとめられた資料には、天正十年、一五八二年頃に吉良氏の有力家臣である関加賀守が寄進したと記されております。区内では数少ない安土桃山時代に造立された仏像であるとともに、技巧的にも優れた像であると言えます。世田谷区の歴史から見て重要な仏像であることから、登録及び指定有形文化財にふさわしいとの答申がございました。

以上の有形文化財二件につきまして、世田谷の歴史、また文化を理解する上で重要な文化財として、世田谷区登録文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定をいたしたく、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、本二件について一括して採決することといたします。

これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長　御異議なしと認め、採決に入ります。

本二件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長　御異議なしと認め、議案第五号及び議案第六号の二件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第六を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第六 議案第七号 世田谷区立北沢学園中学校の通学区域の設定

○知久教育長 議案第七号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 それでは、私より、議案第七号、世田谷区立北沢学園中学校の通学区域の設定につきまして御説明いたします。

本件は、令和七年第二回世田谷区議会定例会において、世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例が可決され、令和八年四月一日より新たに学びの多様化学校として世田谷区立北沢学園中学校が設置されることに伴い、北沢学園中学校の通学区域を定める必要があることから本案を提出するものでございます。

二ページを御覧ください。北沢学園中学校の通学区域は、その性質から区内全域とし、令和八年四月一日からの適用を予定しております。

本案が決定された際には、本年一月三十日に告示を行う予定でございます。説明は以上でございます。何とぞ御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、議案第七号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1) 区立幼稚園、小学校及び中学校の卒業（修了）式・入学（園）式の日程について、本件に関して、山本教育総務課長より説明をお願いします。

○山本教育総務課長 区立幼稚園、小学校及び中学校の卒業（修了）式・入学（園）式の日程について御説明いたします。

それぞれの日程につきましては、記載のとおりとなっております。教育長や教育委員の皆様、事務局管理職の出席につきましては改めて調整させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(2) 令和七年第四回区議会定例会（代表・一般）における主な質疑について、本件に関して、山本教育総務課長より説明をお願いします。

○山本教育総務課長 それでは、令和七年第四回区議会定例会（代表・一般）における主な質疑について御報告いたします。

右上ページ番号の1、「1、議会日程等」を御覧ください。令和七年第四回区議会定例会ですが、代表質問は十一月二十六日から二十七日、一般質問は十一月二十七日から二十八日に行われました。全ての質問及び答弁については、区のホームページ上で閲覧が可能となります。参考までに、第四回区議会定例会における教育領域の主な質問、答弁の要旨を右上の通し番号で二ページから五ページの別紙にまとめてございますので、後ほど御高覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(3)世田谷区立芦花中学校の給食自校調理化の延期について、本件に関して、鈴木学校健康推進課長より説明をお願いします。

○鈴木学校健康推進課長　世田谷区立芦花中学校の給食自校調理化の延期について御説明いたします。

まず、1、主旨についてです。令和六年九月五日の教育委員会において、親子調理方式を採用している芦花中学校について、令和八年四月から自校調理方式による給食提供を開始することを報告いたしました。給食室改修工事の工期延長が必要となったため、開始時期を令和八年九月に延期することいたしました。

次に、2、対象校は芦花中学校で、現在、親校である芦花小学校が給食調理し、子校である芦花中学校に配送しております。

次に、3、工期延長の主な原因についてです。既存建物竣工図を前提に設計を行い、工事に着手したところ、竣工図とは異なる高さ、深さに地中梁があることが判明いたしました。関連する地中梁全ての破壊調査を行った結果、排水配管経路を大幅に変更する必要が生じ、工事を中断して改めて配管経路などの見直し設計を行ったことが主な原因となります。

最後に、4、今後のスケジュールについては記載のとおりです。

説明は以上でございます。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、

どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(4)区立小・中学校の給食費の改定について、本件に関して、鈴木学校健康推進課長より説明をお願いします。

○鈴木学校健康推進課長 区立小・中学校の給食費の改定について御説明いたします。

まず、1、主旨についてです。区立小・中学校の給食費は、世田谷区学校給食費に関する規則により、その単価を定めており、物価高騰を踏まえ、令和七年四月に規則上の給食費単価の改定を行ったところでございます。しかし、その後も物価の高騰が続いていることから、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食水準を維持するには食材費の増額が必要であるため、令和八年四月より当該規則における給食費の改定を行います。

次に、2、給食費の比較についてです。区では、令和四年六月以降の食材費増額の検討の際に、国の学校給食摂取基準に基づき作成した令和三年度の一年間の献立を基に、検討時点における食材費価格で献立を実施した場合にかかる一食当たりの単価を算出し、規則上の給食費単価との比較を行ってまいりました。令和七年十二月時点の食材費価格で、同じ献立を実施した場合にかかる一食当たりの単価を算出した結果については、下の表を御覧ください。

表に記載してございますとおり、規則上の給食費単価と、令和七年十二月時点の一食当たりの単価を比較すると価格差は四十五・四四円、上昇率は一三・〇%となりますので、一三%相当分を上乗せする食材費増額を実施する必要があります。

よって、3、改定額は下の表のとおり、規則上の給食費単価の一三%増額し

た金額といたします。

続いて、二ページを御覧ください。4、改定時期は令和八年四月からといたしますが、給食費無償化のため、新たに保護者負担が生じることはございません。

最後に、5、今後のスケジュールは記載のとおりです。

説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(5)自動車事故の発生について、本件に関して、高野教育環境課長より説明をお願いします。

○高野教育環境課長 それでは、自動車事故の発生について御説明をいたします。

発生日時は、令和七年十二月二十一日曜日、午後五時十分頃でございます。

発生場所につきましては、二ページ目を御覧ください。真ん中に位置図がございます。用賀七条通りと西用賀通りが交差する信号のある交差点付近でございます。

事故の内容といたしましては、当課職員が運転する公用の原付バイクに乗り、出張先から帰庁する途中、当該交差点に西から東に向かって青信号で進入したところ、北側から赤信号を無視した車両が進入してきたため、接触、転倒し、負傷したものでございます。

事故の相手方は世田谷区内在勤の女性、損傷の程度は当課職員の全治一年半

以上の骨折、原付バイク前輪損傷による走行不能、相手方車両右前方の損傷となっております。

なお、事故の内容から区は無過失と推定されるものでございます。

一ページにお戻りください。2の事後の対応でございます。相手方と誠実かつ公正に示談交渉を進めております。また、本件事故を踏まえ、職員に対し改めて安全確認の徹底と安全運転に心がけるよう周知しております。今後事故防止に向けて職員への指導を徹底してまいります。

報告は以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(7)令和七年度文部科学大臣優秀教職員表彰受賞者の決定について、本件に関して、山本教育指導課長より説明をお願いします。

○山本教育指導課長 それでは、令和七年度文部科学大臣優秀教職員表彰の受賞者が決定いたしましたので、御報告いたします。

文部科学省では、学校教育における教育実践等に顕著な成績を上げた教職員及び教職員組織について、その功績を表彰するとともに、広く周知し、併せて我が国の教職員の意欲及び資質、能力の向上に資することを目的として表彰しております。

今年度は中学校で二名が受賞いたしました。松沢中学校、栃谷佳宏主幹教諭、砧中学校、三浦里奈主任養護教諭でございます。それぞれの功績概要は記載のとおりです。

なお、表彰式は、令和八年一月二十日火曜日に東京大学・安田講堂にて開催

されました。

説明は以上でございます。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(8)ほっとスクールにおける昼食に関する支援の実施について、本件に関して、竹内教育相談課長より説明をお願いします。

○竹内教育相談課長　ほっとスクールにおける昼食に関する支援の実施について御報告いたします。

まず、主旨でございます。ほっとスクールは、集団生活への適応や基本的生活習慣の改善、社会的な自立や学校生活への復帰に資する支援を行うための施設でございます。このたび、北沢学園中学校の開設に当たりまして、北沢ほっとスクールを同じ場所に設置いたします。それに当たりまして、改めてほっとスクールにおける食事の提供ということについて検討をさせていただきました。規則正しい生活リズムを形成し、栄養の確保、また、生活習慣を改善する意味でも、ほっとスクールにおいて食事の提供をする意味があるということの結論に達しているところでございます。

現状でございますが、ほっとスクールの通室に当たっては弁当を持参していただいておりますが、負担軽減のため、仕出し弁当を取れるという状況はつくってございます。一食、六百円程度というところで、ただ、無償化の適用外ということの有償で購入をいただいている。現状、各室で一、二食という状況でございます。

ほっとスクール「北沢」における昼食の提供につきましては、北沢学園中学

校に給食設備がございますので、そちらにお願いをして、給食という形ではないのですけれども、昼食を提供することで準備を進めているところでございます。北沢学園中学校において給食が提供される日については食事を提供する。その食材費、調理委託料については、ほっとスクール側として予算を確保していくということで準備を進めております。

二ページ目に進んでいただきまして、他のほっとスクールに通う児童・生徒、あるいは北沢学園中学校において給食を食べられない生徒への対応というところでございますが、現状もアレルギー等の事情で給食を食べることができないお子さんに向けては、世田谷区立小中学校給食弁当代替者補助金という形で補助金を交付してございます。今、城山、尾山台、希望丘の各施設につきましては、現状、食事を提供することができ設備がございません。こちらの三施設、また、北沢学園中学校においてアレルギー等の理由で給食を食べられない生徒につきましては、この制度に準じた補助制度を当課において設けて、補助金を支給していくという形で準備をしてございます。

概要でございますが、ほっとスクールに通室した日を、現状も来た、来なかったという一日単位の確認はしていたのですけれども、時間を計っていく、おむね昼食の時間帯に在籍していた児童・生徒につきまして、その日数をカウントしまして、各学期ごとに保護者に報告、保護者から申請をいただいて補助金を決定、支給するという形の制度を考えてございます。

概算の経費は六百九十三万円を想定しておりますが、これは前年の出席状況から推測をいたしまして、このぐらいの金額になるだろうということで、各給食費の単価につきましては、材料費という形を理由としておりますけれども、そういう形で予算に計上していくということで、二月の議会に提案をしていく予定でございます。

説明は以上になります。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(9) 給田幼稚園の認定こども園化及び施設の改築について、本件に関して、米倉乳幼児教育・保育支援課長より説明をお願いします。

○米倉乳幼児教育・保育支援課長　給田幼稚園の認定こども園化及び施設の改築について御説明いたします。

1、主旨でございます。検討委員会での検討も踏まえ、質の高い乳幼児教育、保育の推進拠点及びセーフティネットとしての役割とともに、烏山地域の保育、教育需要の変化に対応した施設とするため、給田幼稚園の運営形態を幼稚園型認定こども園とし、認定こども園に必要な調理室等の設備を整えるため、改築を前提とした整備方針を策定することを報告するものでございます。

続いて、2、給田幼稚園の運営についてでございます。(1)、集約化等計画策定時には、保育待機児の解消により新規の保育施設の整備を見合わせることにした区の方針を踏まえまして、区立幼稚園の幼保連携型認定こども園への用途転換は当面行わず、集約化後の運営形態については、幼稚園として継続または幼稚園型認定こども園へ用途転換するものとし、こども園とする場合には給食提供のための厨房の設置工事を行うことを基本とすることを定めております。

続きまして、(2)、集約化等計画策定後に、幼児教育、保育施設を取り巻く状況等の変化により、保育の需要の高まりから幼稚園の入園児数は大きく減少しており、複数の私立幼稚園が閉園する状況に至っております。特に烏山地域西部においては、私立幼稚園の閉園により、給田幼稚園が唯一の幼児教育施設

となります。そのため、集約化等計画の考え方にに基づき、質の高い乳幼児教育・保育の推進拠点となるとともに、セーフティネットとしての役割も踏まえ、地域需要へ柔軟に対応できる施設としていくために、給田幼稚園を以下、①から④の要素を満たす幼稚園型認定こども園として運営いたします。①から④の内容については、後ほど御確認ください。

続きまして、二ページを御覧ください。3、給田幼稚園の改築の必要性についてです。認定こども園化に伴う調理室の整備及び医療的ケア児や要支援児の受入れ強化等の機能拡充に伴うエレベーターの設置やバリアフリー化について、次の理由から増築等による対応では困難なため、改築により施設整備を行う必要があります。

まずは①調理室の整備についてですが、既存施設には調理室に必要な面積を確保できるスペースがなく、仮にプールを解体して調理室を増築した場合でも、給食搬入の動線等の確保が困難となり、また、給食を運ぶ動線の確保も困難となります。

続きまして、②エレベーターの設置については、給田幼稚園は昭和五十二年に二階建ての増築をしております、二階部分が別棟で連続性がないため、エレベーターを設置する場合には二基分必要となること。

また、③バリアフリー化についても同様の理由で、両棟の間に四十センチのレベル差があるため、バリアフリー化にも適さない状況です。また、改築に当たっては、公共施設等総合管理計画を踏まえまして、地域ニーズや隣接する給田小学校との連携等を考慮した施設の複合化について検討いたします。

続いて、三ページ目、4、今後のスケジュール（案）でございます。四月に給田幼稚園の整備方針を策定し、改めて報告いたします。その後、令和八年度中に基本構想を策定し、令和九年度には基本設計、解体設計、令和十年度には実施設計、解体工事、令和十一、十二年度に改築工事を行い、令和十三年度に

運営開始を予定しております。

私からの説明は以上です。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(10)各課行事予定について、本件に関して、山本教育総務課長より説明をお願いします。

○山本教育総務課長 それでは、令和八年二月の各課行事予定表について御報告いたします。

予定としましては、二月九日に第三回教育委員会定例会、同二十五日に第四回教育委員会定例会が予定されております。

次ページ以降に各課の詳細な行事予定表をおつけしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(11)その他の連絡事項等はありませんか。

「「なし」の声あり」

特にないようですので、報告事項の聴取は以上といたします。

本日は、資料配付が一件ございますので、御覧になっておいてください。

今回の教育委員会は二月九日月曜日午前十時から、教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和八年第二回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時三十二分閉会